



請願第29-1号

東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書提出を求める請願書

紹介議員

大関 久義

大曾 千尋

石田 安夫

小薗 江一三

平成29年2月20日

笠間市議会

議長 海老澤 勝 様

請願者 かさま平和フォーラム  
[Redacted]  
[Redacted]

## 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書提出を求める請願書

福島第一原発事故によって、立地自治体の大熊町、双葉町をはじめ近隣の半径40～50km圏内の大地は汚染され、故郷からの脱出を余儀なくされた人たちの内約9万人が今なお、異郷の地での生活を強いられています。ひとたび放射能放出を伴う大事故が起これば、その影響は原発の立地自治体に留まるものでないことは、この現状から明らかであります。

福島第一原発事故を受け、原発を再稼働するには、新しい基準に対応した工事が必要になりました。安全協定ではこうした工事をする際に、原子力事業者が事前に協定を締結した自治体から同意を得ることとなっています。東海第二原発の事業者である日本原電は、県及び立地自治体である東海村としか安全協定を締結していません。そのため現状では隣接する市（日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市）や人口の多い水戸市は、再稼働を認めるかどうかの判断に加わることができません。

そこで、東海村及び隣接市（日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市）と水戸市の首長6人による「原子力所在地域首長懇談会」や、周辺9自治体（高萩市、笠間市、常陸大宮市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町）を加えた「東海第二発電所安全対策首長会議」は、隣接する市に県庁所在地で人口の多い水戸市を加えた上で、周辺5市を東海村と同等の取り扱いにするよう求めています。昨年12月に日本原電は安全協定の見直しではなく、「原発への立ち入り調査を無条件に認める」などの代替案を示しましたが、その内容は周辺5市に東海村と同等の権利を認めることにはなっていません。

福島第一原発事故後、原発の寿命は原則40年と決まり、東海第二原発は来年11月に40年を迎えます。したがって運転延長は今年の11月までに申請する必要があり、安全協定もそれに間に合うように見直さなければなりません。2月9日に東海村長と周辺5市の市長は、「あらためて安全協定の見直しを要求する」要望書を日本原電に提出しました。

つきましては、現行協定の当事者である茨城県としても、日本原電に対し「東海第二原発の周辺5市（水戸市、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市）に立地自治体（東海村）と同等の権限を認めるよう速やかに安全協定を見直すこと」を要請していただきたく、茨城県知事へ意見書を提出するよう請願いたします。